



山形県公報

令和5年6月16日(金)
第413号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 土壌汚染対策法による要措置区域の指定……………(水大気環境課) ……655
- 指定居宅サービス事業者の指定……………(村山総合支庁地域健康福祉課) ……656
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……同
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……657
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(同) ……同
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 歳入の収納の事務の委託……………(高齢者支援課) ……同
- 地域登録検査機関の登録事項の変更の届出……………(農業技術環境課) ……658
- 土地改良区の役員の退任の届出……………(置賜総合支庁農村計画課) ……660
- 土地改良区の役員の就任の届出……………(同) ……同
- 土地改良事業の計画変更の適当の決定……………(同) ……661
- 土地改良区の管理規程の認可……………(同) ……同
- 土地改良区の管理規程の変更の認可……………(同) ……662
- 同……………(同) ……同

公 告

- 河川整備計画の変更の書類の縦覧……………(河川課) ……同

告 示

山形県告示第455号

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第6条第1項の規定により、要措置区域を次のとおり指定する。

令和5年6月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 指定する区域

上市市の行政区域のうち、次の図に示す区域(次の図は省略し、その図書を環境エネルギー部水大気環境課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。)

2 土壌汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第1項に規定する基準に適合していない特定有害物質の種類

砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

3 当該要措置区域において講ずべき指示措置

土壌汚染対策法施行規則別表第6の1の項の中欄に掲げる地下水の水質の測定

山形県告示第456号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

令和5年6月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
医療法人延世会	通所リハビリテーション もり 東根市本丸西四丁目1番48号	通所リハビリテーション	令和 5. 6. 1
医療法人延世会	訪問看護ステーション もり 東根市本丸西四丁目1番48号	訪 問 看 護	同
医療法人延世会	ヘルパーステーション もり 東根市本丸西四丁目1番48号	訪 問 介 護	同
医療法人財団明理会	医療法人財団明理会 山形ロイヤル訪問 看護ステーション 東根市大森二丁目3番6号	訪 問 看 護	同

山形県告示第457号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

令和5年6月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
医療法人延世会	通所リハビリテーション もり 東根市本丸西四丁目1番48号	介護予防通所リハビリテーション	令和 5. 6. 1
医療法人延世会	訪問看護ステーション もり 東根市本丸西四丁目1番48号	介護予防訪問看護	同
医療法人財団明理会	医療法人財団明理会 山形ロイヤル訪問 看護ステーション 東根市大森二丁目3番6号	介護予防訪問看護	同

山形県告示第458号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和5年6月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
医療法人社団明山会	医療法人社団明山会山形ロイヤル訪問看護ステーション 東根市大森二丁目3番6号	訪 問 看 護	令和 5. 5. 31

山形県告示第459号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和5年6月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
医療法人社団明山会	医療法人社団明山会山形ロイヤル訪問看護ステーション 東根市大森二丁目3番6号	介護予防訪問看護	令和 5. 5. 31

山形県告示第460号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和5年6月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	定員	指定年月日
特定非営利活動法人あじさい 西村山郡大江町大字本郷丁10番地の1	地域特産開発研究所 寒河江市大字寒河江字塩水 6番地の1	就労継続支援（B型）	20名	令和 5. 6. 1

山形県告示第461号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和5年6月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
株式会社モアトラスト 東京都小平市御幸町321番地の16	ぽかぽか障害福祉事業所山形 天童市大字清池7番地	共同生活援助	令和 5. 5. 31

山形県告示第462号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託した。

令和5年6月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 委託した収納事務
介護サービス情報の公表等手数料の収納事務
- 2 受託者の名称及び所在地
(1) 名称 特定非営利活動法人エール・フォーユー
(2) 所在地 山形市小白川町二丁目3番31号
- 3 委託期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

山形県告示第463号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和5年6月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 みちのく村山農業協同組合
 代表理事組合長 三浦 康彦
 村山市楯岡北町一丁目1番1号
- 2 届出の内容

農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類			変更年月日
変 更 前	変 更 後	備 考	
高嶋 洋一 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左	国内産農産物に限る。	令和5年6月6日
折原 武 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
有路 拓矢 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
芦野 和弘 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
大貫 清悦 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
押切 智志 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
加藤 正人 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
黒沼 洋昭 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
齋藤 忠晴 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
後藤 理 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
石山 卓也 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
前田 和弥 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
奥山 和直 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
加藤 清宏 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
村岡 真人 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
草刈 一人 玄米、大豆、そば	同 左		
軽部 和敦 玄米	同 左		
志村 秀弥 玄米、大豆、そば	同 左		

伊藤 和宏 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
齋藤 淳哉 玄米	同 左
高橋 浩樹 玄米、大豆	同 左
三浦 弘之 玄米、大豆、そば	同 左
吉田 稔 玄米、大豆、そば	同 左
笹原 貴久 玄米、大豆、そば	同 左
加藤 雄二 玄米、大豆、そば	同 左
奥山 康和 玄米、大豆、そば	同 左
生田 秀治 玄米、大豆、そば	同 左
今野 英樹 玄米、大豆、そば	同 左
尾崎 洋介 玄米、そば	同 左
草薙 範明 玄米、大豆、そば	同 左
斉藤 亮 玄米、大豆、そば	同 左
柳元 穰 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
星川 雄宇 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
大崎 卓也 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
阿部 宣幸 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
辻村 憂 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
岸 裕 玄米、大豆、そば	同 左
西尾 健 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
押切 祐輔 玄米、そば	同 左
	坂本 恵介 もみ、玄米、小麦、大豆、そば
	遠藤 泰志 もみ、玄米、小麦、大豆、そば

山形県告示第464号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、白鷹町土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

令和5年6月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	加 藤 嘉 郎	西置賜郡白鷹町大字鮎貝3228番地の1
同	村 上 浩 康	同 浅立4098番地
同	相 模 敏 浩	同 横田尻5164番地
同	江 口 幸 一	同 鮎貝5220番地の79
同	小 形 仁	同 畔藤2565番地
同	片 山 政 明	同 高玉3494番地
同	鈴 木 和 光	同 広野2352番地の2
同	丸 川 直 志	同 横田尻1467番地
監 事	平 博 之	長井市森929番地
同	樋 口 一 男	西置賜郡白鷹町大字深山3183番地
同	菅 久 義	同 山口3536番地

山形県告示第465号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、白鷹町土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

令和5年6月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	加 藤 嘉 郎	西置賜郡白鷹町大字鮎貝3228番地の1
同	平 博 之	長井市森929番地
同	相 模 敏 浩	西置賜郡白鷹町大字横田尻5164番地
同	菅 久 義	同 山口3536番地
同	江 口 幸 一	同 鮎貝5220番地の79

同	片山政明	同	高玉3494番地
同	小林隆	同	畔藤6908の3番地
同	小形仁	同	2565番地
監事	丸川直志	同	横田尻1467番地
同	樋口良昭	同	鮎貝2293番地
同	沼澤久章	同	浅立3951番地

山形県告示第466号

野川土地改良区から土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により申請のあった土地改良事業計画の変更について、同条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により令和5年6月8日その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和5年6月16日

山形県知事 吉村美栄子

- 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業（維持管理）変更計画書の写し
- 縦覧に供する場所
長井市役所及び飯豊町役場
- 縦覧に供する期間
令和5年6月16日から同年7月14日まで
- その他
この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

山形県告示第467号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第1項の規定により、土地改良区の管理規程を次のとおり認可した。

令和5年6月16日

山形県知事 吉村美栄子

- 土地改良区の名称
野川土地改良区
- 事務所の所在地
長井市清水町二丁目14番40号
- 管理規程の名称
野川取水口管理規程
- 管理規程の概要
野川小水力発電所の野川取水口の維持、操作その他の管理について必要な事項を定めたもの
- 認可年月日
令和5年3月6日

山形県告示第468号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、土地改良区の管理規程の変更を次のとおり認可した。

令和5年6月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称
野川土地改良区
- 2 事務所の所在地
長井市清水町二丁目14番40号
- 3 変更に係る管理規程の名称
野川分水口管理規程
- 4 管理規程の変更の概要
取水量の測定に関する事項を明文化したもの
- 5 認可年月日
令和5年3月6日

山形県告示第469号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、土地改良区の管理規程の変更を次のとおり認可した。

令和5年6月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称
野川土地改良区
- 2 事務所の所在地
長井市清水町二丁目14番40号
- 3 変更に係る管理規程の名称
野川幹線水路管理規程
- 4 管理規程の変更の概要
維持管理を行う施設及びかんがい管理に関する事項の見直しを行ったもの
- 5 認可年月日
令和5年3月6日

公 告

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定により定めた河川整備計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和5年6月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更した河川整備計画の名称
一級河川最上川水系置賜圏域河川整備計画（知事管理区間）
- 2 縦覧の場所
県土整備部河川課並びに置賜総合支庁建設部河川砂防課及び西置賜河川砂防課